

「鹿屋署の労働相談状況」

令和5年鹿屋署管内の労働相談状況を以下のとおり取り纏めました。
退職関係、年次有給休暇、パワハラ関係の相談が多い状況となっています。一番多い退職関係は前年比で27.8%増となっています。

令和6年4月から建設業、タクシー・トラックの運転手、医師等へも時間外労働の上限規制が適用されることもあり労働時間関係の相談も増加しています。

監督署では、「労働時間相談・支援班」を立ち上げ事業場からの要請があれば相談対応、助言を行っていますのでご利用ください。

また、労働局の委託事業である「鹿児島働き方改革推進支援センター」もご利用ください。

主要相談項目	令和5年	令和4年	増減率
退職関係	262	205	27.8%増
年次有給休暇	195	164	18.9%増
パワハラ関係	121	158	23.4%減
労働時間関係	111	102	8.8%増
総計（他項目含む）	1,576	1,496	5.3%増

事業主・人事労務担当者のみなさまのご相談に専門家の

社会保険労務士がお応えいたします。

すべて無料

センターへの来所・
電話等の個別相談



コンサルティング
社会保険労務士が
企業を訪問し
相談支援



セミナーの開催
セミナーの講師
派遣



【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市鴨池新町6-6鴨池南国ビル11階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)
※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp



0120-221-255



ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

